

要監視項目一覧

公共用水域

物質名	指針値 (mg/l)		備考
クロロホルム	0.06	以下	有機塩素化合物
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	以下	
1, 2-ジクロロプロパン	0.06	以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2	以下	
イソキサチオン	0.008	以下	農薬(殺虫剤)
ダイアジノン	0.005	以下	
フェニトロチオン(MEP)	0.003	以下	
イソプロチオラン	0.04	以下	農薬(殺菌剤)
オキシ銅(有機銅)	0.04	以下	
クロロタロニル(TPN)	0.05	以下	
プロピザミド	0.008	以下	農薬(除草剤)
EPN	0.006	以下	農薬(殺虫剤)
ジクロルボス(DDVP)	0.008	以下	
フェノブカルブ(BPMC)	0.03	以下	
イプロベンホス(IBP)	0.008	以下	農薬(殺菌剤)
クロルニトロフェン(CNP)		-	農薬(除草剤)
トルエン	0.6	以下	可塑剤
キシレン	0.4	以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	以下	
ニッケル		-	金属
モリブデン	0.07	以下	
アンチモン	0.02	以下	
塩化ビニルモノマー	0.002	以下	ポリ塩化ビニル
エピクロロヒドリン	0.0004	以下	可塑剤
全マンガン	0.2	以下	金属
ウラン	0.002	以下	原子核燃料
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	以下(暫定)※	有機フッ素化合物

(※)PFOS 及びPFOA の指針値(暫定)については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。